

(県民健康科学大学 申請案内) **2次募集 (7/8 募集開始)**

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

質問は… syougakukin@gchs.ac.jp ※件名は「【質問】緊急給付金 学籍番号 名前」で送信

2次募集提出期限：7月20日(月)13:00 必着

※今回の募集が最終です。必ず期限を守ってください。

1 支給金額

住民税非課税世帯の学生 20万円 / それ以外の学生 10万円

2 要件確認と申込準備

学部生、大学院生とも対象です。年齢要件もありません。休学中や国外に留学中の方でも要件に該当すれば対象となります。ただし、1次募集で支給対象になった方は申し込みできません。

まず、下表により、条件への該当や申請に必要な書類を確認してから、書類提出の準備をはじめてください。

なお、今回の制度では、下記 ★注1)~3)の場合でも申請することができます。

ただし、条件該当が明らかである方が優先されます。下記状況により確認や判断が必要となる方は別途事情を伺うなど審査に時間を要することがあります。

また、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

★注1) 必要書類の準備が期限までに間に合わなくても、書類事後提出として申し込むことができます。

その場合には、当該書類に係る内容、提出が間に合わない理由及び提出見込時期を「申請書『3. 申し送り事項』」に必ず記載してください。

★注2) 必要書類を揃えることができなくても、自己申告により申し込むことができます。

その場合には、当該書類に係る自己申告内容と書類を準備することができない理由を「申請書『3. 申し送り事項』」に必ず記載してください。

★注3) 条件を完全に満たさないとしても、その他の考慮すべき条件や特別の事情がある場合には、その具体的内容を「申請書『3. 申し送り事項』」に記載することで、申し込むことができます。(判断の根拠となりますので、事実を漏れなく、分かりやすく記入する必要があります。)

要件チェック項目 (※原則として、以下①~⑥をすべて満たすこと) 必要書類は、すべてコピー可	✓	金額 (年額)
①家庭から多額(※目安:年間150万円以上…超えていても申請は可能)の仕送りを受けていない →授業料・家賃等を含んだ家庭からの経済的支援額を右欄に記入する。 1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り年額を記載すること。		(年額)
 参考として、多子(就学者・就学前(社会人除く)の子が3人以上)世帯、ひとり親世帯の学生は、その旨を申請書「3. 申し送り事項」にその旨を必ず記載すること。		万円

<p>②「自宅外で生活をしている」又は「自宅で生活しているが、家庭から支援を受けていない」</p> <p>【必要書類】○自宅外（下記いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書の写し（新たな給付奨学金で自宅外金額を受給しており、すでに当該写しを大学提出済みの方は、添付不要） ・ 家賃の振込明細書 ・ 本人が世帯主である住民票の写し <p>○自宅（自己申告）→申請書「3. 申し送り事項」に自宅生であるが家庭から学費等の援助を受けていない旨を必ず記載すること。 （なお、この場合、授業料振替口座が、本人口座であることを原則とします。 …事務局で確認）</p>		
<p>③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。 ※1年生はアルバイトでの収入予定額(年額)、2年生以上は 2019 年度のアルバイト収入額(年額)を記載すること</p> <p>【必要書類なし】</p> <p>申請書「3. 申し送り事項」に右記を記載すること。</p>	<p>・アルバイト収入のすべてを生活費や学費に充てている（予定含む。）</p> <p>・普段から1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていた（予定含む。）</p>	<p>(年額)</p> <p>万円</p>
<p>④家庭(両親)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない</p> <p>【必要書類】・可能であれば、収入減少を条件とする国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書(それに類する書類) ※公的支援の例は、日本学生支援機構の下記サイトを参考にしてください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ・提出できない場合は、申請書「3. 申し送り事項」に家庭の収入減の有無と、追加的支援が期待できない事情を記載すること。</p>		
<p>⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)が大幅に減少(前月比50%以上)している</p> <p>【必要書類】・アルバイト先からの給与明細やアルバイト代の振込代金(2か月分)がわかる預貯金通帳の写し。通帳写しは、関係部分以外は黒塗りO.K。 (2か月分)とは→1月以降でアルバイト収入が最も減少した月と、その前月とを比べて50%以上減少していることが分かるもの ・アルバイトを予定していた方は、申請書「3. 申し送り事項」に予定していたアルバイトができない事情を具体的に記載すること。</p> <p>(補足)仮に計算上50%を満たさない場合でも、上記写しを提出の上、「申請書」3.申し送り事項」に事情等を記載することにより申込が可能です。次ページ★参照</p>		
<p>⑥既存制度について、以下のいずれかを満たす</p>		
<p>1) 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)の第Ⅰ区分の受給者</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学生(第Ⅰ区分)受給中の場合は、書類不要(事務局で確認できるため) ・ 給付奨学金(第Ⅰ区分)は受けていないが、非課税世帯の場合 →生計維持者(原則父母)の住民税非課税証明書 		
<p>2) 新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額(自宅外51,000(最高月額不可者:40,000)円又は、自宅45,000</p>		

	<p>(最高月額不可者：30,000) 円。以下同じ。) まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>【必要書類なし】…ただし下記を確認のこと 給付奨学金(第Ⅱ～Ⅲ区分)受給中の方で、これから第一種奨学金を限度額まで「利用予定」である場合は、申請書「3. 申し送り事項」にその旨を自己申告) ※「利用予定」の方で、申込み手続きについて、まだまったく着手していないという方は、この給付金の申請と同時に事務局に相談する必要があります。</p>	
	<p>3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>【必要書類なし】…ただし下記を確認のこと ・給付奨学金、第一種奨学金とも、「申込み中」である場合は、その旨を申請書「3. 申し送り事項」に自己申告すること。 ・給付奨学金、第一種奨学金とも、今後「利用予定」という場合は、その旨を申請書「3. 申し送り事項」に自己申告すること。 ※「利用予定」の方で、申込み手続きについて、まだまったく着手していないという方は、この給付金の申請と同時に事務局に相談する必要があります。</p>	
	<p>4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者</p> <p>【必要書類なし】…ただし下記を確認のこと これから第一種貸与奨学金を限度額まで「利用予定」である場合は、申請書「3. 申し送り事項」にその旨を自己申告すること。 ※「利用予定」の方で、申込み手続きについて、まだまったく着手していないという方は、この給付金の申請と同時に事務局に相談する必要があります。</p>	
	<p>5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者</p> <p>【必要書類】 ・支援を受けていることが分かる書類 ・申請予定の場合は、自己申告…原則1か月以内に申請する旨を申請書「3. 申し送り事項」に記載すること。申込予定の奨学金名を記載すること。</p>	

<p>※留学生等は、以下も確認すること</p>	<p>✓</p>
<p>⑦留学生等(日本語学校の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。→具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30 以上 2) 1か月の出席率が8割以上 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下(入学科・授業料等は含まず。) 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満で</p> <p>【必要書類】仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等</p>	

★上の表の①～⑥のうち、満たしていない項目がある場合でも、その他の考慮すべき条件や特別な事情がある場合は、申請書「3. 申し送り事項」に記載してください。(判断の根拠となりますので、事実を漏れなく、分かりやすく記入してください。)

3 提出書類の準備

(1) 【様式1】 学生支援緊急給付金申請書 (= 「申請書」)

・「2. 振込先情報」について

すでに日本学生支援機構奨学金の奨学生である方は、記入不要です。ただし、奨学金振込口座では、給付金の受取りに支障がある場合は、別の口座を記入いただいで結構です。

・「3. 申し送り事項」について

これまでの記載で、この欄に記入するよう指示があったものについて、漏れなく記入してください。

・「4. 添付書類」について

「学生支援緊急給付金申請書」には提出任意となっているものであっても、「県民健康科学大学 申請案内」に記載の【必要書類】は必ず提出してください。

☆支給額20万円を希望(住民税非課税世帯)で給付奨学金第I区分受給者以外の方は、「住民税非課税証明書」は必須です。(申請時点における最新のもの。)

(2) 【様式2】 学生支援緊急給付金を受け取るための要件に係る誓約書 (= 「誓約書」)

署名欄は、手書き(自筆)で署名をしてください。

3 提出方法

(1) メールでの提出

ア. 申請書(Word)ファイルはそのまま、誓約書及びその他の必要書類は、画像ファイルやPDFファイルにして、メールに添付して送信してください。(送信締切:7月20日(月)13:00)

イ. 誓約書(自署でサインしたもの)1枚のみ本書を、別に郵送か直接持参で提出してください。

(メール送信が済んでいる場合の本書の郵送・持参の締切:7月28日(火))

送信先	syougakukin@gchs.ac.jp ※件名は「【申請書提出】緊急給付金 学籍番号 名前」で送信
-----	---

(2) 郵便での提出

申請書、誓約書及びその他必要書類を揃えて、郵便で送付してください。書類の性質上、特定記録、レターパック等、記録が残る方法で送付してください。

【郵送先】

371-0052
群馬県前橋市上沖町323-1
群馬県立県民健康科学大学
学生図書係 行
TEL 027-235-1211

←切り取って使う場合は、角までしっかりと糊をつけて封筒・レターパックに貼ってください。

(3) 直接持参

事務局カウンターに、申請書、誓約書及びその他必要書類を揃えて提出してください。

受付時間: 平日(土日・祝日除く)の8:30~17:15